

令和2年（行ウ）第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

準 備 書 面 8

令和4年7月20日

福岡地方裁判所 第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小 島 延 夫



同 代理人弁護士

北 古 賀 康 博



同 代理人弁護士

篠 木 潔



同 代理人弁護士

馬 場 勝



(目次)

第1	本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項は、一般送配電事業者に対し接続供給の相手方(託送受給者)から「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務を課すことを定め、算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算定しなければならない規定とあいまって、接続供給の相手方である小売電気事業者に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の支払い義務を負わせること	4
1	被告の主張	4
2	本件施行規則45条の21の2第1項の規定が一般送配電事業者の「賠償負担金」の回収義務を定め、本件施行規則45条の21の5第1項の規定が一般送配電事業者の「廃炉円滑化負担金」の回収義務を定めていること	4
3	賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送供給等約款料金の中の営業費の一部として、一般送配電事業者が、小売電気事業者から支払いをしてもらうという形で、回収することになること	5
4	本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行規則45条の21の7第1項の通知がされた場合には、一般送配電事業者は、託送供給等約款の変更の認可を受けなければならない、託送供給等約款の変更の認可がされたときには、変更後の託送供給等約款が直ちに適用され(甲4の2項、甲5の46条)、小売電気事業者の、託送供給等約款料金の一部として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を支払う義務が、具体化すること	5
5	小括	7
第2	法18条1項が供給条件、特に、託送供給等約款料金について省令に委任する規定だとする被告の解釈は誤っていること	7
1	被告の法18条1項が供給条件、特に、何を託送供給等約款料金とするかを省令に委任する規定だとの主張が誤りであること	8

2	被告の被告第6準備書面の14頁以下の記述について	8
(1)	被告の文理解釈の誤り	8
(2)	認可の基準は省令に委任されていないが、供給条件は省令に委任されて いるとの被告の主張について	10
(3)	法18条3項1号にいう「適正な原価」と「一般送配電事業を営むため に必要な費用」（算定規則3条1項の意味について）	11
第3	何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ね られていないこと	13
1	被告の主張	13
2	法18条第3項は、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねていない こと	13
3	まとめ	16
第4	賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応する ためのものであるから、一般送配電事業を営むために必要な費用であって、 営業費となるとの被告の主張に理由がないこと	16
1	適正な原価＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは何か。 .	16
2	「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、「一般送配電事業 を営むために必要な費用」＝「一般送配電事業者がその供給区域において行 う託送供給及び電力量調整供給に係る事業を営むために必要な費用」ではな いこと	16
3	「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整 供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が「適正な原価」 に含まれるとする法律上の根拠がないこと	19
4	まとめ	20

(被告の令和4年5月9日付け第6準備書面について)

なお、本件施行規則の各条文は、本件認可処分の際のもの、すなわち、令和4年3月31日経済産業省令第24号による改正前のものによる。

第1 本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項は、一般送配電事業者に対し接続供給の相手方(託送受給者)から「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務を課すことを定め、算定規則4条2項の「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」を「営業費」として算定しなければならない規定とあいまって、接続供給の相手方である小売電気事業者に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の支払い義務を負わせること

1 被告の主張

被告は、被告の令和4年5月9日付け第6準備書面(以下、「被告第6準備書面」という。)の10頁において、「本件算定規則4条2項が定めているのは、一般送配電事業者が、託送供給等約款における託送料金を構成する要素たる営業費の算定に関する事項であり、原告のような小売電気事業者に何らかの義務を課すものではない。」「本件施行規則45条の21の2ないし7は、一般送配電事業者と原子力発電事業者を名宛人とするもので、小売電気事業者やその他の者を名宛人としておらず、原告のような小売電気事業者に対して何ら法的義務を課すものではない。」として、小売電気事業者には法的義務が課されていないと主張している。

2 本件施行規則45条の21の2第1項の規定が一般送配電事業者の「賠償負担金」の回収義務を定め、本件施行規則45条の21の5第1項の規定が一般送配電事業者の「廃炉円滑化負担金」の回収義務を定めていること

しかし、被告も、本件施行規則45条の21の2第1項の規定が一般送配電事業者の「賠償負担金」の回収義務を定めており、本件施行規則45条の21の5第1項の規定が一般送配電事業者の「廃炉円滑化負担金」の回収義務を定めていることを、いずれも認めている。

これらの規定は、本件施行規則45条の21の4第1項の通知がされた場合には、その通知に従い、一般送配電事業者は賠償負担金を回収しなければならないと定め（本件施行規則45条の21の2第1項）、本件施行規則45条の21の7第1項の通知がされた場合には、その通知に従い、一般送配電事業者は廃炉円滑化負担金を回収しなければならないと定め（本件施行規則45条の21の5第1項）ている。

3 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送供給等約款料金の中の営業費の一部として、一般送配電事業者が、小売電気事業者から支払いをしてもらうという形で、回収することになること

そして、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収方法として、算定規則4条2項は、「一般送配電事業者は、（中略）営業費として、（中略）賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。」と定めている。

営業費は、算定規則にいう、託送供給等約款料金の原価等のうちの経費部分と規定されている（算定規則3条2項）ので、一般送配電事業者は、託送供給等約款料金の一部として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を算定しなければならないことになり、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、託送供給等約款料金の中の営業費の一部として、一般送配電事業者が、小売電気事業者から支払いをしてもらうという形で、回収することになる。

4 本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行規則45条の21の7第1項の通知がされた場合には、一般送配電事業者は、託送供給等約款の変更の認可を受けなければならない、託送供給等約款の変更の認可がされたときには、変更後の託送供給等約款が直ちに適用され（甲4の2項、甲5の46条）、小売電気事業者の、託送供給等約款料金の一部として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を支払う義務が、具体化すること

そして、前述の通り、一般送配電事業者の賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収義務は、本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行

規則45条の21の7第1項の通知によって具体化するので、一般送配電事業者は、本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行規則45条の21の7第1項の通知がされた場合には、算定規則4条2項に従って、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を、託送供給等約款料金のうちの営業費として算定し、その回収をしなければならないこととなる。

そして、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を、託送供給等約款料金の一部として回収するためには、その料金変更を含む託送供給等約款の変更の認可を受けなければならない（電気事業法18条第2項）ので、結局、一般送配電事業者は、本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行規則45条の21の7第1項の通知がされた場合には、その託送供給等約款の変更の認可申請をし、その認可を受けなければならない。

託送供給等約款の変更の認可がされたときには、小売電気事業者と一般送配電事業者の間では、変更後の託送供給等約款が直ちに適用される（甲4の2項、甲5の46条）。

その結果、小売電気事業者が、託送供給等約款料金の一部として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を支払う義務が、具体化する。

そもそも、この仕組みは、原子力発電事業者が原子力損害賠償のために備えておくべきであった資金であって旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（賠償負担金）、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（廃炉円滑化負担金）を、原子力発電事業者に確実に交付できるようにするためのものである。一般送配電事業者は、単に、小売電気事業者から、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を回収して、原子力発電事業者に渡すだけである。賠償負担金と廃炉円滑化負担金の負担者は、小売電気事業者である。この仕組みは、小売電気事業者が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を負担するということで成り立つものである。そうである以上、この仕組みを作った時点で、小売電気事業者が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払う義務は、抽象的には成立して

いなければならない。それにもかかわらず、小売電気事業者が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払う義務は、成立していないとする被告の主張は自ら作り上げた制度の根幹を否定するもののようにも思われる。

5 小括

以上からすれば、一般送配電事業者は、本件施行規則45条の21の2第1項及び規則45条の21の5第1項によって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務を負わされており、本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行規則45条の21の7第1項の通知によって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務が具体化した場合には、託送供給等約款料金のうちの営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金として算定し（算定規則4条第2項、3条）、その料金変更を含む託送供給等約款の変更の認可を受けることとなり、その認可によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務が具体化する。

従って、本件においても、本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項と算定規則4条2項の制定によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務は抽象的に発生し、さらに、本件認可によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務が具体化した。

だとすれば、本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項と算定規則4条2項は、両者あいまって、接続供給の相手方（託送受給者）に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の支払い義務を負わせるものであると解される。

小売電気事業者には法的義務が課されていないとの被告の解釈は誤りである。

第2 法18条1項が供給条件、特に、託送供給等約款料金について省令に委任

する規定だとする被告の解釈は誤っていること

1 被告の法18条1項が供給条件、特に、何を託送供給等約款料金とするかを省令に委任する規定だとの主張が誤りであること

被告の法18条1項が供給条件、特に、何を託送供給等約款料金とするかを省令に委任する規定だとの主張が誤りであることは、原告の令和4年2月14日付け準備書面4（以下「原告準備書面4」という）の1頁から5頁までに詳述した通りである。

何を、託送供給等約款料金とすることができるかは、法18条3項1号が定めるところであって、法18条3項1号に定める以外のものを加えたものを託送供給等約款料金とした託送供給等約款を作成し、その約款の認可申請をしたとしても、その認可申請は、法18条3項1号に適合しないこととなり、認可の基準を満たさないことになる。その意味で、法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任していない。

法18条1項の「経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とするところの、経済産業省令は、認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項など、手続的事項を規定するものである。

法18条1項は、供給条件について省令に委任する規定ではなく、法18条3項1号に規定する「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」の具体的な内容を明示し、また、その算定方法を示しているだけである。

まして、法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを「料金」とすることを経済産業省令に委任していない。

2 被告の被告第6準備書面の14頁以下の記述について

(1) 被告の文理解釈の誤り

被告は、文理解釈からいって、法18条1項が、供給条件をどのように

定めるかを省令に授権する規定だとする。

しかし、被告の解釈は、文理解釈としても誤っている。

法18条1項は、「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定する。

この条文を素直に読めば、省令は、「託送供給等約款」をどのように定めるか、どのように申請を行うかを規定するものである、すなわち、認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項、申請手続きなどを定めるものとなる。

一般に、法律の規定において、電気事業法の規定のように、まず、認可を受けるべきことを規定し、認可を受けない行為を禁止し（許可を受けるべきとする条項が禁止条項を兼ねる場合もある）、別項において認可の基準を定めるというものは多い。この場合、認可の基準は、基準を規定する条項において規定され、仮に、基準を下位法令に委任するのであれば、法律の、基準を規定する条項において規定する。

例えば、自然公園法20条は、3項において、特別地域内における環境大臣の許可を受けずに、所定の行為をすることを禁止し、4項において、許可の基準を定めているが、自然公園法20条第4項は、「環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。」と規定し、許可の基準を法律において省令に委任している¹。

¹ 自然公園法20条3項の許可は、同法20条4項の通り広く効果裁量を認めており、当該処分に関する利益の性質・内容からいっても、原則できないことを特別に認める、すなわち、そもそも権利として認められないことを特別に認めるというもので、広い裁量が認められる場合のものである。電気事業法18条3項の効果裁量を認めない規定（許可しなければならない）と対比的である。

また、都市計画法の開発行為の許可についても、同法29条1項は、都市計画区域内などにおいて開発行為をしようとする者は、許可を受けるべきことを定め、同法92条3号において許可なく開発行為をした者は、刑事処罰を受けることを定め、その申請の手続きを同法30条1項において定め（「国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。」とする）、許可の基準は、同法33条1項において定められるが、基準をより強化する条例の制定ができることは同法33条3項・4項・5項において明文で定められている。

本件の場合、法18条3項においては、自然公園法20条4項や都市計画法33条3項・4項・5項のような、基準についての委任規定は存在していない。

法18条1項の文理解釈にあたって、法18条の条文全体の規定の仕方をみるべきことは当然である。

(2) 認可の基準は省令に委任されていないが、供給条件は省令に委任されているとの被告の主張について

被告は、被告第6準備書面の15頁において、「法18条1項が認可の基準について省令に委任したものであるという主張はしていない。」としている。

この主張と、法18条1項は、供給条件を省令に委任するとの、被告の主張はどういう関係に立つのであろうか。

法18条3項は、条文の文理からいって、認可の基準を定めているものであることは明確である。しかも、法18条3項は、「経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」と規定しており、条文の文理上、効果裁量が否定されており、その規定の文言からすれば、法18条3項1号に規定する以外のものを料金とすることが認められる余地はない。

しかも、法18条3項1号は、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と規定している。ここでいう「原価」は、一般送配電事業の料金について規定しているのだから、一般送配電事業を営むための原価であることは明らかである。「適正な原価」は、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容が明確であり、専門的・技術的裁量が入り込む余地はない。

そうすると、法18条1項にいう経済産業省令は、法18条3項1号に規定する「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」の具体的な内容を明示し、また、その算定方法を示しているだけに過ぎない。

仮に、被告が主張する、法18条1項は、認可の基準について省令に委任していないが、供給条件を省令に委任するということを整合的に理解するならば、基準は、法18条3項によって定まり、法18条1項にいう経済産業省令は、基準から導かれる、具体的な内容を明示し、また、その算定方法を示しているだけということになる。

そうすると、そこからは、法18条3項1号の基準によって定まる、「料金」について、法18条1項の規定が、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねているとの解釈は導かれないこととなる。

(3) 法18条3項1号にいう「適正な原価」と「一般送配電事業を営むために必要な費用」（算定規則3条1項の意味について）

被告は、被告第6準備書面の15頁のウ（内容は16頁まで続く）において、法18条3項1号にいう「適正な原価」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」に限定されるとの、原告の解釈は、文理に反するとの主張をしているようである。

しかし、そもそも、法18条3項1号は、一般送配電事業について規定する、電気事業法第二章第二節の中におかれ（電気事業法第二章第二節の表題は「一般送配電事業」である）、法18条1項の「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他

の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」との規定を受けて、その料金についての基準を定めるものである。

法18条3項1号は、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る料金」についての規定である。一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給とは、一般送配電事業そのものである（電気事業法2条8号）。したがって、その適正な原価とは、一般送配電事業を営むために必要な費用ということになる。

算定規則3条1項が「託送供給等約款料金を算定しようとするときは、（中略）一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。」と規定しているのは、その当然の解釈を改めて確認しているだけに過ぎない。

電気事業法の文言を素直に解釈すれば、この解釈になるのである。被告のこの点の主張は、文理解釈の基本的な理解を誤るものであり、失当である。

この点、被告は、省令から法律の解釈をしているとして論難しているが、原告準備書面4を読めば、原告はそのような主張をしていない。被告は誤解（あるいは曲解）して主張をするのは止めるべきである。

なお、この点についての被告の主張は、非常に不可解・不適切である。算定規則は、経済産業省が定めた省令である。その省令が、「託送供給等約款料金を算定しようとするときは、（中略）一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない。」と規定している。それは、電気事業法の解釈上、法18条3項1号にいう「適正な原価」が「一般送配電事業を営むために必要な費用」を意味するとの当然の解釈を経済産業省もしていたからに他ならない。自らそのように解して、省令として制定しながら、その解釈を否

定するのは、国の対応として、禁反言の原則にも反するもので、相当ではないのではなかろうか。

ちなみに、この点の被告の主張は、いままでの本件における訴訟態度とも明らかに矛盾する。いままで、被告は、電気事業法の解説などを引用して、電気事業法の解釈のあり方について論じてきた。被告の今回の議論の立て方からすれば、電気事業法の解説などから、法解釈のあり方を議論するのは間違っているということになるのではないだろうか。

第3 何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられていないこと

1 被告の主張

被告は、被告第6準備書面の12頁から13頁までにおいて、① 法は、何が「適正な原価」であるかの判断を経済産業大臣に委ねている、② 原価という概念が相対的な基準に過ぎないとして、何が適正な原価かの判断は、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねられていると主張する。

2 法18条第3項は、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねていないこと

そもそも、ここで、被告が言っている裁量は、行政事件訴訟法30条にいう、その裁量の範囲を超え、逸脱濫用がない限り違法と判断することができないという意味での裁量である。

「何が原価か」という判断について、経済産業大臣の裁量に委ねられており、裁判所は、その裁量の範囲を超え、逸脱濫用がない限り違法と判断することができないとすることが適切であろうか。

法18条3項1号にいう「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」は、経済産業大臣の裁量に委ねられる＝裁判所の判断は原則として及ばないとすべきことだろうか。

当該判断について「裁量」があるかどうかは、それを規定する行政法規の

条文の文言、その規定に違反した場合に害されることとなる利益の内容・性質、その判断事項の性質によって定まる。

その点、第一に、法18条第3項は「経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」と規定している。

この規定の文理からして、基準を満たした場合には必ず許可を要するものとされていて、基準を満たした場合に、その処分をしないと、効果裁量を認められていない。

また、基準そのものの文言も、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」とされており、一般的抽象的な要件となっていない。

第二に、当該処分に関する利益の性質・内容からいっても、託送供給等約款料金が不適切に設定された場合には、地域独占によって、それ以外の方法で託送を受けることが認められていない小売電気事業者及び電気の需要者の利益を侵害することになるが、電気は、生活必需品であり、その料金は、生活に直結する極めて重要な点であり、また、小売電気事業者及び電気の需要者の利益である、電気供給を受ける権利自体は、法によって保護されており（電気事業法17条1項）、小売電気事業者及び電気の需要者の利益の保護の必要性は高い。そもそも、一般送配電事業者以外の託送手段を選ぶことはできないから、厳格な管理規制の必要性も高い。

第三に、基準の内容をみても、法18条第3項に規定する基準は、明確な事実であり、裁判所の判断に馴染むものである。「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」は、会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容が明確であり、専門的・技術的裁量が入り込む余地はない。算定規則3条1項も、「適正な原価」を「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」と置き換えており、その概念・意義内容は、明確である。

被告は、「原価という概念が相対的な基準に過ぎない」と主張するが、原価（事業を営むために必要な費用）は、事業の種類・事業規模などによって差異が生じるものであることは当然のことである。それが行政の裁量を根拠づけることにはならない。

例えば、何が原価（事業を営むために必要な費用）かは、所得税・法人税などの課税においてしばしば問題となることであるが、裁判所は、様々な事業について、その事業の特質に応じ、一つ一つの費用について適切に判断している。そこには、税務行政の裁量などは存在しない。それぞれの事業の特性からみて何が原価（事業を営むために必要な費用）かは、裁判所が十分に判断できることである。

通常の事業において、裁判所が完全に判断できることについて、一般送配電事業の場合だけ別とする理由も事情もない。

以上の通り、法18条第3項、法18条第3項1号の文言、その規定に違反した場合に害されることとなる利益の内容・性質、その判断事項の性質のいずれからみても、法18条3項1号にいう「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」は、経済産業大臣の裁量に委ねられていない。

また、今回の被告の主張について検討するならば、電気事業法には、法18条3項1号にいう「適正な原価」の判断を経済産業大臣に委ねている条項や適正な原価にあたるかどうかの基準を経済産業省令に委任する規定はない。前述の通り、仮にその旨を規定するならば、自然公園法20条第4項や都市計画法33条3項・4項・5項のような規定が必要であるが、法18条3項1号にはそのような規定はない。

また、前述の通り、法18条第3項は「経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」と規定している。法18条第3項の規定の仕方自体、警察許可の典型で、要件裁量も（条件を付する以外の）効果裁量もないとされる食品衛生法55条第2項の飲食店などの営業許可の規定（都道府県知事

は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。)と同じである。このように効果裁量を否定しているにも関わらず、要件該当性判断が緩やかに行われると、効果裁量を否定した法律の規定の意味が失われるのであって、要件該当性判断に裁量は認められない。

3 まとめ

以上の通り、電気事業法は、何が適正な原価かについて、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねていない。

第4 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が公益的課題に対応するためのものであるから、一般送配電事業を営むために必要な費用であって、営業費となるとの被告の主張に理由がないこと

1 「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは何か。

電気事業法において、一般送配電事業は、「自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給（最終保障供給と離島供給）を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むもの」と明確に定義されている（電気事業法2条8号）。

そして、法18条3項1号は、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る料金」についての規定である。

したがって、ここでいう「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは、一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る事業を営むために必要な費用ということになる。

2 「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」＝「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る事業を営むために必要な費用」ではな

いこと

では、「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」＝「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」なのだろうか。

この点は、本件施行規則の規定をみれば明白である。

第1に、本件施行規則では、「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は規定されていない。「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に、「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、その中において、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義をし（本件施行規則45条の21の3第1項及び本件施行規則45条の21の6第1項）、かつ、一般送配電事業者は「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならない（本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項）と定めた。

本件施行規則の章立てや規定の仕方からみても、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、「発電事業に関連する費用」であって、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

第2に、その定義をみても、「賠償負担金」は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（本件施行規則45条の21の3第1項）とされている。この損害賠償の責を負うのは、原子力損害賠償法にいう原子力事業者であり、法にいう原子力発電事業者である。

廃炉円滑化負担金も、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（本件施行規則45条の21の6第1項）であるので、原子力発電事業者が負担すべきものである。

本件施行規則の「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の定義からして、明確に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、「原子力発電事業のための費用」であり、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない。

第3に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、収納先及び使われ方をみると、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま、原子力発電事業者に渡され（本件施行規則45条の21の2第2項、本件施行規則45条の21の5第2項）、一般送配電事業者の事業には使用されていない。

「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではないから、一般送配電事業のために使われず、全額原子力発電事業者に渡されるのである。

また、そもそも、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業者が算定し、経済産業大臣の承認を受ける（本件施行規則45条の21の3第1項及び本件施行規則45条の21の6第1項）というもので、算定も、一般送配電事業者は関係せず、原子力発電事業者と経済産業大臣が決定するものである。

してみると、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、一般送配電事業者が回収するものの、原子力発電事業者が算定し、原子力発電事業者が使用するもので、一般送配電事業者は、その額の決定にも、使用にも関与していない。

以上からみれば、いかなる意味でも、「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、「一般送配電事業を営むために必要な費用」＝「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない。

したがって、「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、法18条3項1号の「適正な原価」でもない。

3 「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が「適正な原価」に含まれるとする法律上の根拠がないこと

被告は、被告第6準備書面の16頁以下の「4」において、法18条3項1号の「適正な原価」に「公益的課題に要する費用」が含まれると主張する。

しかし、電気事業法2条8号、法18条3項1号からして、「適正な原価」＝「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは、一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に係る事業を営むために必要な費用ということになる。したがって、これらの規定からすれば、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が、「適正な原価」に含まれないことになる。

被告は、被告第6準備書面の16頁以下の「4」において縷々主張しているが、そこでは、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が、「適正な原価」に含まれるとする電気事業法上の明文の規定は示されていない。

そもそも、電気事業法には、「公益的課題に要する費用」が、「適正な原価」に含まれるとする電気事業法上の明文の規定は存在していないし、電気事業法全体を見ても、「公益的課題」という用語は使用されていない。

他方、この料金（託送供給等約款料金）をどう定めるかということは、最終需要者及び小売電気事業者の権利に極めて重要な影響を及ぼすことであり、電気が国民生活上、不可欠な生活必需財であり、電気料金の約3割を託送料金が占めるということを考慮すると、その権利への制限をし、あるいは、義務を課する場合には、法律上の明文の規定が必要である。

それが存在しない、また、被告もその明文の規定を示せていない以上、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給

に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が「適正な原価」に含まれるとする法律上の根拠はない。

4 まとめ

以上の通り、被告は、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が「適正な原価」に含まれるとする電気事業法上の明文の規定を示すことはできない。

したがって、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではない「公益的課題に要する費用」が「適正な原価」に含まれるとする主張は、法律上の根拠を欠くと言わざるを得ない。

他方、「賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金」は、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」ではないことは明確である。

そして、本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項と算定規則4条2項は、両者あいまって、接続供給の相手方（託送受給者）に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」の支払い義務を負わせるものであるから、法規命令として、その根拠となる委任規定が必要である。

その点、電気事業法には、託送供給等約款料金として、「一般送配電事業者がその供給区域において行う託送供給及び電力量調整供給に必要な費用」以外の料金を定め、小売電気事業者にその支払いの義務を負わせることを委任する規定は存在しない。

したがって、本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項は、法律の委任なく、国民の権利義務を定めるものであって、憲法41条に反し違憲である。

また、算定規則は、あくまでも、法18条3項の基準から導かれる、具体

的な内容を明示し、また、その算定方法を示すという範囲の委任しかないところ、算定規則4条2項は、「一般送配電事業者は、(中略)営業費として、(中略)賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。」と規定し、明らかに、委任の範囲を超えた規定をしている。

したがって、算定規則4条2項は、電気事業法及び憲法41条に反し、違法違憲である。

法律に定めがないことについて、省令で規定し、その支払いの義務を課すということは、行政に与えられた権限を超えることである。

どうしても、公益上の必要から、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を、託送料に上乗せして徴収したいというのであれば、それは国会で議論をし、法律改正をすべきことである。

その手続きを経ることなく、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を、原子力発電事業者に代わって、一般送配電事業者が小売電気事業者から徴収する仕組みを作ることは、民主主義国家である日本においては、認められない、違法・違憲なことである。

以上